

議案第160号

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正について

令和2年11月26日提出

前橋市長 山本 龍

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年前橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第5項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。